

# 岐阜県公報

第二千八百三十六号  
平成二十九年四月四日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県道に設ける案内標識等の寸法を定める規則の一部を改正する規則

(道路維持課) 二〇三<sup>ページ</sup>

### 告示

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治山課) 二〇四

保安林に指定する予定である旨の通知

(同) 二〇四

道路の区域変更

(道路維持課) 二〇六

道路の供用開始

(同) 二〇七

### 公示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 二〇七

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 二〇七

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 二〇八

平成三十年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

(農業経営課) 二〇八

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 二〇九

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 二一〇

基本測量の実施

(用地課) 二一〇

## 規則

岐阜県道に設ける案内標識等の寸法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県道に設ける案内標識等の寸法を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県道に設ける案内標識等の寸法を定める規則(平成二十四年岐阜県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表案内標識の表中、「二七の二 A」を「二七の三 A」に、「二八の三 A」を「二八の四 A」に、「二八の三 B」を「二八の四 B」に、「二八の四 A」を「二八の五 A」に、「二八の四 B」を「二八の五 B」に、「二八の四 C」を「二八の五 C」に、「二八の四 D」を「二八の五 D」に改め、同表備考第一号(六)中「二八の三 A及び二八の三 B」を「二八の四 A及び二八の四 B」に、「二八の四 A及び二八の四 B」を「二八の五 A及び二八の五 B」に改め、同号2(二)中「二七の二 A」を「二七の三 A」に、「二八の三 A及び二八の三 B」を「二八の四 A及び二八の四 B」に、「二八の四 A及び二八の四 B」を「二八の五 A及び二八の五 B」に改め、同号2(七)1中「二八の三 A及び二八の三 B」を「二八の四 A及び二八の四 B」に、「二八の四 A及び二八の四 B」を「二八の五 A及び二八の五 B」に、「二七の二 A」を「二七の三 A」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
中津川市田瀬字矢平一四八二の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
中津川市駒場字大平一五八六の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
高山市岩井町一八四一の二
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - （一）立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町半田字石休場五八三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市石浦町一七二四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市石浦町二五四から二五六まで、二五九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市石浦町一〇二七の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町桐谷字西俣二二〇八の一六〇から二二〇八の一七二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町美山字桑元 二二五七番二地先から 同市同町同字池洞 二二一番地先まで	前 後	六七 二六九 九 二七六	四七・四 四八・四	

岐阜県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	瑞浪線 大野瀬線	瑞浪市稲津町小里字惣作一〇 八一番六地先から 同 市同 町同 字アワラ一 二六六番一 地先まで	二五〇	平成 二九・四・四	平成 二九・六・二四

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
あいDental・Medical Clinic	関市山田九九一	精神通院	平成 二九・四・一

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
ライン調剤薬局 須賀店	岐阜市須賀四丁目一八番地の一	精神通院	平成 二九・四・一
あおぞら薬局	各務原市鷺沼東町二二二	同	同
かかみの調剤薬局	各務原市鷺沼各務原町六丁目一〇六番の二	同	同
ファミリー薬局 ながもり店	岐阜市野一色五 六 二二五	同	同
スマイルあさひ薬局	高山市朝日町万石三二五 一	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 更
キョーワ薬局 千手堂店	岐阜市千手堂中町一 一〇	精神通院	平成 二九・二・一

キョーワ薬局 北方店  
 本巢郡北方町加茂字野田四七四  
 同  
 平成  
 二九・三・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
 （病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 月 日 退
岐阜メイツ睡眠障害治療クリニック	岐阜市藪田南四丁目二五二〇	精神通院	平成 二九・三・一

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 月 日 退
ライン調剤薬局 須賀店	岐阜市須賀四丁目一八一	精神通院	平成 二九・三・三
かかみの調剤薬局	各務原市鷺沼各務原町六丁目一〇六の二	同	同
貴船薬局 水海道店	岐阜市水海道五二二二六	同	平成 二九・三・一〇
あさひ薬局	高山市朝日町万石二二五一一	同	平成 二九・三・三

平成三十年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則（昭和五十七年岐阜県規則第五十二号）第九条の規定により、平成三十年度岐阜県農業大学校の入学試験を次のとおり実施します。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験方法  
 推薦入試及び一般入試
  - 二 入学定員  
 三十名
  - 三 推薦入試 二十五名程度 一般入試 五名程度
  - 三 受験資格
    - 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成三十年三月末日までに卒業する見込みの者であること。
    - 2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。
  - 四 受験手続  
 受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。
    - 1 入学願書（A票（指定用紙））
    - 2 受験票（B票（指定用紙））
    - 3 高等学校調査書（開封無効）
    - 4 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書（指定用紙）
    - 5 受験票送付用封筒（長形三号）
  - 五 受験票の送付先の住所及び氏名を記入のうえ、返信用切手（三百九十二円）を貼つたもの
  - 五 入学願書受付期間  
 推薦入試 平成二十九年九月十五日（金）から同年十月六日（金）まで  
 一般入試  
 一次募集 平成二十九年十二月十五日（金）から平成三十年一月五日（金）まで  
 二次募集（一次募集において欠員が生じた場合のみ実施）  
 平成三十年二月十四日（水）から同月二十三日（金）まで
- なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印があるものに限って受け付けます。
- 六 入学試験料  
 千七百八十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書（A票）に貼り付けて納付

してください(消印をしないこと)。  
七 入学試験の日時、場所及び科目

1 試験日時

推薦入試 平成二十九年十月二十日(金) 午前九時四十五分から

一般入試

一次募集 平成三十年一月十九日(金) 午前九時四十五分から

二次募集(実施する場合)

平成三十年三月六日(火) 午前九時四十五分から

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

入試種別	試 験 科 目
推薦入試	○面接 ○小論文
一般入試	○面接 ○筆記試験 ○必須科目 国語総合 ○選択科目 「数学Ⅰ」、「生物基礎」及び「農業と環境」のうちいずれか一科目

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成二十九年十一月二日(木) 午前十時

一般入試

一次募集 平成三十年二月二日(金) 午前十時

二次募集(実施する場合)

平成三十年三月十六日(金) 午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否結果を受験者本人に文書で通知します。

九 試験結果の提供

平成三十年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類(次の二つの書類を持参すること。)

ア 受験票

イ 学生証、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科は、野菜・果樹学科及び畜産学科です。

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成二十九年度の場合、年額六万九千二百円です。

4 受験に必要な入学願書等(指定用紙)の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所農業普及課に問い合わせてください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

木 田 地 区	岐 阜 市 役 所	平成二九・四・四から 同二九・五・二まで
---------	-----------	-------------------------

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不分明なので、同法第八十九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。

なお、平成二十九年四月四日から十四日間当該通知の内容を、郡上市役所掲示場において掲示する。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不分明な者の氏名

阿葉家亨、阿葉家重次郎、安藤隼人、井上菊之助、井上庄左衛門、稲葉浄太、白田和二郎、永谷義正、永谷茂信、永谷茂信、永谷弥吉、團益子、遠藤孝子、下広久男、下広彦、下出徳丸、加藤道子、蒲賢二、釜倉幸美、岩谷功三、岩谷秀夫、旗一春、旗吉三、旗薫、旗建次郎、旗弘一、旗正由、旗利夫、桑田岩三郎、桑田喜代子、桑田佐一、古川真三、広島頼三、荒川勇、高橋見次、高橋見次、国枝哲司、黒岩徳三、黒岩敏三、黒岩末造、此島行雄、佐藤直義、三島龜三郎、三島正己、三島定助、三島茂、三輪久助、山下留五郎、山田孝二、山田広吉、山田浩之、山田竹蔵、山田貞人、山内茂竜、山本雅喜、山本治夫、実広治夫、若山専上、若山力造、種田好明、種田秀吉、種田秀吉、出崎幸次郎、出崎直人、小島力ツ、小島勝次郎、小島等、松井康弘、松井洋子、松田弘、松葉安二郎、松葉広吉、松葉真一、松葉留造、常平力造、森栄次郎、森下勸次郎、森下輝雄、森下輝雄、森下朝一、森健一、森助二、森武雄、水口義治、青地栄一、青地新一、青地富男、前田菊四郎、前田幸市、前田重松、前田清太郎、前田福造、大井育二、大井政次郎、大中ちどゑ、大中乙蔵、大中喜四郎、大中輝二、大中幸雄、大中静子、大坪武雄、丹羽捨雄、丹羽滝治郎、丹羽滝治郎、丹羽又右衛門、丹羽和佐、竹原源太郎、中川恒夫、中村定吉、坪井久雄、渡辺君三、日置光三、畑中教一、畑中隆雄、武藤やゑ子、本多政吉、本多太市郎、本多繁之丞、木島勘児、野田百合子、林昭次、栢田好正、齋藤武生、寛ます、寛敏雄、寛利明

二 通知の要旨

(一) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(二) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成二十八年岐阜県告示第六百七号によること。

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び郡上市役所

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

三 作業期間

平成二十九年四月一日から  
平成三十年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県内